

## 第5章

# 水道料金と加入金

水道水の供給は、すべてお客さまからの水道料金で賄っています。

また、「加入金制度<sup>\*</sup>」は、新旧の水道使用者の負担の公平を図るために、各都市で採用されてきたもので、堺市でも昭和49年度から採用されました。



異常寒波で破損した水道メーター

## 1. 水道料金

### (1) 普及の促進

堺市では、明治43年4月に給水を開始しましたが、水道の引き込みには大きな費用がかかるため、特に市の西部に比べて井戸水の水質が良好な東部方面では、容易に水道が普及しませんでした。このため堺市では、町内会などを通じて説明会を開き、幻燈を映したりして宣伝に努めました。

しかし、依然として普及が進まなかったため、明治44年3月に条例を改正、工費の負担の軽減や分納制、多量使用者に対しては割引する制度などを実施しました。

こういった制度によって急速に水道が普及しましたが、この当時の水道の概念は、単なる井戸水に代わるものとしての共同使用が一般的なものでした。そして、条例においても5戸未満の共用は専用栓とみなされていました。

創設時の水道料金は、他都市と同じように使用水量に関係のない放任水量制が主体となっており、家族の構成員数（牛馬を含む）や家族風呂の有無などによって定められた定額料金でした。その理由は水道メーターがまだ

国産化されておらず、欧米からの輸入による高価なものだったことや、水道の使用料が「税金」と同じような考え方だったからです。水道の普及が促進され、水道の使用量もどんどん増加していきましたが、料金収入は給水量にくらべて著しく伸び率が低かったのです。

そこでまず、大正2年3月に第1回目の料金改定を行いました。この時、堺市水道給水条例を廃止し、新たに堺市水道使用条例を制定施行しました。

大正6年10月、第2回目の料金改定を行いました。放任水量制のため、水量の増加の割には料金の増収にはつながりませんでした。また、水の濫用がはなはだしく、さらに、夏季の水源難もあって、堺市では濫用防止のための宣伝をしたり水道巡視をしたりして、節水の啓発に努めました。

水道料金の徴収については、当時税金と同じような考え方でしたので、1年を4期に分け、使用者が直接納付する方法で、徴収事務は税務課が行い、会計も一般会計に属していました。

(2) 全計量制の実施

水源の乏しい堺市では、水の濫用を抑える必要があり、また水道メーターが国産化され始めたため、全計量制を実施するための工事を大正9年に行いました。大正10年に工事が完成し、それに伴って条例を整備したのち、この年の4月1日から全計量制がスタートしました。

水道メーターは高価で、盗難の恐れがあったため、地中深く埋めたり、見つかりにくいところに設置したりしました。また、外国の水道メーターは単位が異なるため換算して処理していましたが、当時の国産メーターには「石斗升」の単位が表示されていました。

全計量制の実施によって、大正10年度には前年度にくらべて給水人口が7.6%増加したにもかかわらず、給水量は逆に1.5%の減少となり、節水の効果が表れました。

(3) 用途別料金

大正2年の条例の改正によって、それまでの定額料金体系を改め、用途を縮小して多量使用者に有利な逡減制を採用しました。

その後、全計量制の実施によって料金体系をさらにまとめることとしました。専用栓、共用栓及び市設共用栓の栓種による区別のほかは、影響の大きい湯屋営業用と庭園用水とし、超過水量もそれぞれ定額制としました。

そして、その後の改正においては単価の改定だけで、料金体系上大きな変更はありませんでした。

戦後、異常な物価上昇のため物価統制令<sup>\*</sup>が施行されました。水道料金もその適用を受けましたが、それにもかかわらず昭和21年から27年までの間に実に8回もの料金改定を行いました。

このように、料金の高騰に対して特に生活用水を配慮するため、昭和22年11月にそれまで同一であった家事用と営業用を区分し、料金に格差をつけました。そして、これをきっかけに徐々に用途を細分化していき、用途別料金体系を確立しました。

(4) 口径別料金と逡増制<sup>\*</sup>料金の採用

その後も、昭和31年・35年・40年と約5年ごとに、料金改定を実施しましたが、昭和42年12月1日、日本水道協会が水道料金の算定基準に関する答申を行い、個別原価主義を基調とする口径別料金体系を提唱することとなりました。

堺市においても、昭和43年4月に行われた料金改定で、初めて基本料金に口径別料金制を採用しました。しかし、従量料金は用途別料金体系のままであり、急激な変化を避けた折衷型となりました。

なお、この時に行われた料金改定の結果、昭和43年度は、財政計画を大きく上まわる黒字となったため、市議会決算委員会では料金の引き下げ問題が論議されましたが、最終的に引き下げは行いませんでした。

一方、経済の高度成長によって全国的に水道の使用量が大きく増えてきたのに対し、新たな水源の開発が年々難しくなってきました。このため、特に多量使用者の使用を抑え、生活用水を確保すること、及び応益負担の原則などを理由として、使用区分別逡増制料金体系が提唱され、昭和40年代後半から多くの都市で採用されました。

堺市でも、昭和50年11月の7年ぶりの料金改定では、逡増制料金体系を採用することにし、細分化していた用途を家事用・業務用・公衆浴場用・共用家事用の4つにまとめるこ

とになりました。

この用途別逓増制を採用したことによって、家事用と業務用の料金の格差が大きくなり、特に社会福祉施設などが業務用扱いとなるため、料金の減免が陳情されました。この頃、福祉の向上が全国的に進められていたため、堺市でも昭和51年10月から民営社会福祉施設に対する特例措置を導入しました。

堺市は、使用水量の増加分を大阪府営水道から受水してきましたが、年々全給水量に占める府営水道の割合が増加し、昭和50年度では、全給水量の90%近くを占めるようになりました。

昭和51年と昭和52年に、大きな赤字を抱える大阪府営水道が、二度にわたって大幅な料金改定を行ったため、堺市でも料金改定を行わざるを得なくなり、昭和52年10月から料金改定を実施しました。

この料金改定を機に料金体系を変更し、すべての用途を廃止し、単一逓増制料金（一般用）としました。ただし、一般家事用料金（25mm以下の口径）については、基本水量8m<sup>3</sup>までの従量料金を引き続き無料とし、生活用水に対しての配慮を行いました。

なお、公衆浴場及び社会福祉施設の従量料金については、特例措置を継続することとしました。

#### (5) 基本水量分の従量料金への賦課

その後、堺市の主な自己水源である大和川の水質悪化のため、昭和53年12月に、ついに取水停止を余儀なくされ、さく井と大阪市分水による水以外は、大阪府営水道から受水することとなり、府営水道料金の影響をさらに強く受けることとなりました。

そこで、昭和57年4月に料金改定を実施し

ました。この料金改定から、これまで生活用水に対して配慮してきた基本水量分8m<sup>3</sup>までの無料分を廃止し、口径25mm以下の家事用においても1m<sup>3</sup>当たりの従量料金を課すこととしましたが、生活用水ということで口径30mm以上の従量料金に比べて安い単価に設定しました。

#### (6) 平成の料金改定

堺市の給水量は、高度成長期以降も年々増加傾向を示していましたが、バブルの崩壊以降、景気の低迷が続き、ライフスタイルの変化や節水機器等の普及などにより、水道料金収入が平成5年をピークに減少へと転じることとなりました。また、給水量は、平成15年度においてピーク時に比べて年間約1,100万m<sup>3</sup>もの減少となりました。

この間、大阪府営水道において、平成5年4月に琵琶湖開発事業に伴う負担金元金の早期償還のための財源不足を主な理由とした料金改定が実施されました。

この影響で、堺市においても、平成6年4月、12年ぶりに平均29.3%の料金引き上げを実施せざるを得ない状況となりました。

また、大阪府営水道の水源である淀川の水は、琵琶湖の富栄養化による赤潮やアオコの発生で全国的に見て悪い状況にあり、府民の意識調査においても、カビ臭さを感じ、水道水に不満を感じていることや大阪の水は「まずい」というイメージが強く、多少料金が上がっても高度浄水処理水を希望する人のほうが多いといったアンケート結果を得ました。

この結果を受け、大阪府営水道は、三島浄水場・村野浄水場・庭窪浄水場に順次高度浄水施設（浄水過程に生物処理・オゾン処理・粒状活性炭処理）の建設を進め、平成10年7

月には、供給する水のすべてを高度浄水処理水としました。これにより、平成6年から全水源を大阪府からの受水に切り替えていた堺市も、高度浄水処理水を全量受水できることとなりました。

大阪府営水道は、高度浄水処理にかかる施設の整備改良に莫大な費用を要したことや、大阪府が財政危機を理由に補助金をはじめ府営水道への財政支援全体の見直しを行ったことなどから、府営水道の経営のあり方について水道事業懇話会に諮ったうえで、平成12年10月に再度の料金改定（改定率18.3%）を実施したのです。

堺市においても府営水道の値上げや、給水量の減少による料金収入の低下などにより、財政状況が悪化していました。そこで遊休資産<sup>\*</sup>の売却や人件費の抑制及び経営の効率化などを行い、料金改定時期を遅らせてきましたが、ついに、平成14年4月に8年ぶりの料金改定（改定率11.8%）を実施しました。

#### (7) 一市二制度料金

平成17年2月に堺市と美原町が合併したことにより、水道事業も堺市に統合しました。ただし、水道料金については、旧堺市は口徑別逓増制料金体系となっているのに対して、旧美原町は用途別逓増制料金体系としていることから、急激な料金変化を避けるために、合併時の取り決めにより5年間は、それぞれの料金制度を継続することとし、平成22年4月に料金制度を統一することとしていました。

しかし、旧市の水道料金を平成22年10月1日に改定（引き下げ）することになったため、短期間の頻繁な料金改定によるお客さまの混乱を防ぐ目的から、統一期限を6か月間延長し、旧市の料金改定に合わせて料金制度を統

一することに変更しました。

#### (8) 料金の引き下げ

平成14年の料金改定以降、節水機器の普及や大口使用者の水道使用から井戸水への転用などによる給水量の減少傾向が続き、料金収入が減少していましたが、営業業務等におけるアウトソーシングによる人員削減や維持管理業務の見直し、金利の高い借入金から低い金利への借換えによる支払い利息の削減などによって、平成19年度まで6年連続の黒字決算を計上する健全財政を維持してきました。

そして、平成20年7月、持続的経営を図るため学識経験者などで構成する堺市上下水道事業懇話会を設置して、経営と料金について審議を諮り、「堺市上下水道事業の経営のあり方について」の提言を受けました。水道料金のあり方については、「一般家庭の水道料金の引き下げを優先することが肝要」との提言内容でした。

この提言を尊重し、一般家庭における負担を緩和するため、1か月20<sup>m</sup>までの従量料金単価を引き下げる料金改定を平成21年8月から実施しました。平均改定率は3.9%引き下げですが、一般家庭用料金の引き下げに重点を置いたことから、1か月20<sup>m</sup>使用した場合の改定率は9.4%引き下げとなり、かなり大きな料金改定となりました。水道料金の引き下げは、水道創設当時の普及が進まなかったころ、多量使用者の水道料金を割引した時以来のことです。

これらによって、水道料金収入は減収となりますが、今後とも、要員管理計画の着実な実施、アウトソーシングの積極的な実施などによる維持管理費の削減及び金利の高い借入金から低い金利への借換えを継続することにより、安定経営を目指しているところです。

なお、大阪府水道事業会計では平成12年10月の料金改定以降、毎年50億円程度の純利益を計上していたため、堺市は大阪府営水道協議会を通じて黒字の還元を要望してきました。この要望を受けて、大阪府営水道は平成22年4月からの用水供給料金を1 m<sup>3</sup>当たり10.1円の引き下げを行いました。堺市では大阪府営水道からの用水供給料金の引き下げを受けて、お客さまの水道料金負担を少しでも軽減するように、受水費の負担減少額をお客さまに還元することとしました。

料金算定期間は5年で、最終年度の平成26年度に純損失が発生しない範囲で料金改定を行うこととし、平成22年10月検針分から従量料金を全ての使用区分において5～20円引き下げた結果、平均3.9%の引き下げとなりました。

## 2. 加入金制度

### (1) 加入金制度の導入

昭和30年代から40年代にかけて、堺市は大都市周辺部への人口の拡散傾向によって、人口が著しく増加してきました。このため、新たに開発される地域へ給水しなければならず、水道の拡張工事及び配水管の整備改良工事を進めました。

このような状況の中で、これらの工事に必要な膨大な費用をすべて水道料金でまかなうと、従来からの使用者に対して大きな負担となるため、新旧使用者の負担の公平を図るために、各都市で採用されてきた「加入金制度」を取り入れるよう検討することになりました。

加入金徴収の背景には、水道事業が大きな累積赤字をかかえていたにもかかわらず、公

共料金の値上げ抑制を優先させ、水道料金の改定が長期間見送られてきたため、新しい収入源として着目することになったことがあげられます。堺市でも、1年間の水道料金の値上げ抑制が市議会で付帯決議され、昭和49年1月から加入金制度を採用することに決定しました。そして、これによって従来の予納金制度を廃止しました。

(注) 予納金制度は、水道の使用を開始するときに料金概算額の3か月以内を徴収し、使用廃止する時に返還するもので、未納料金があるときは予納金から充当する制度です。

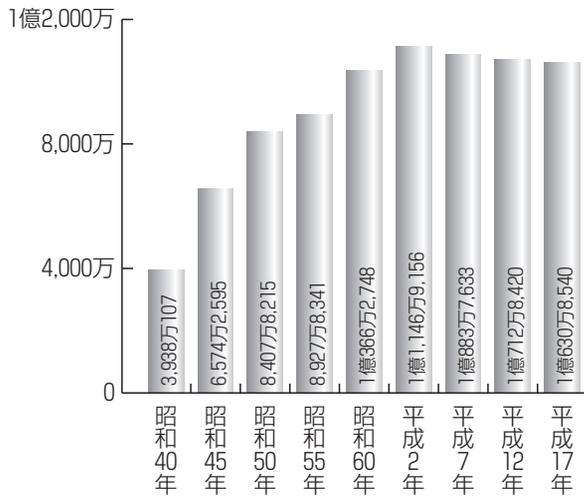
### (2) 加入金制度の変遷

昭和52年10月、中高層住宅などの集合住宅に対する加入金については、従来各戸に設置されている子メーターの口径による加入金の合計額としていたのを改め、高架水槽（圧力水槽）からの集約管（最大口径）の合計によって徴収することにしました。同時に口径65mmと125mmの区分を新設しました。

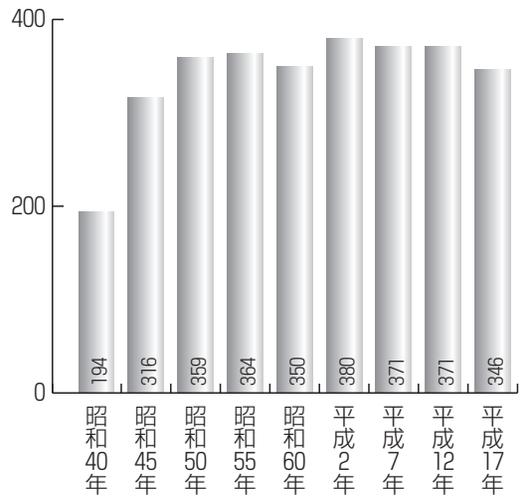
さらに、昭和53年1月1日から口径13mmと20mmの区別を廃止し、同額としました。

第4編 部門史

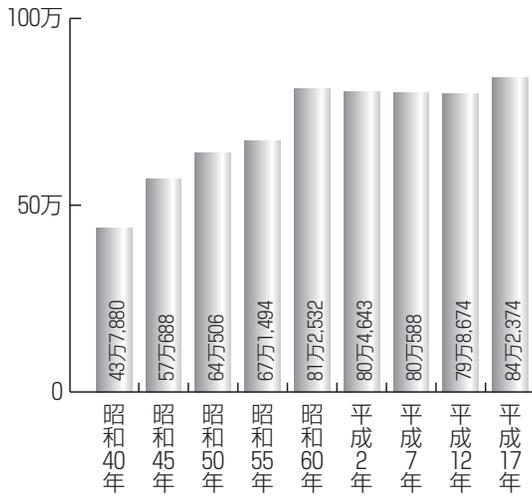
年間給水量 (単位：m)



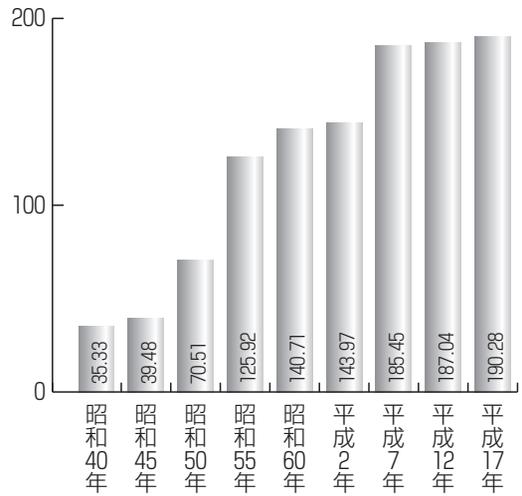
一人一日平均給水量 (単位：ℓ)



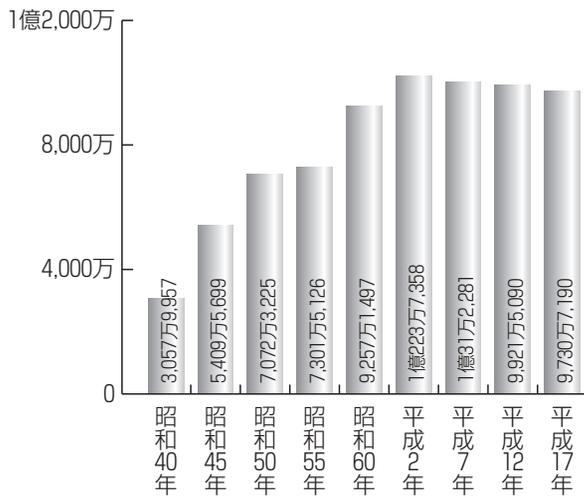
給水人口 (単位：人)



給水原価 (単位：円)



有収水量\* (単位：m)



供給単価 (単位：円)

